

ボローニャの Ufficio delle Bollette

— 中世イタリア都市の外国人管理 —

徳 橋 曜

Ufficio delle Bollette in Bologna. Control of foreigners in a Medieval Italian City

Yo TOKUHASHI

キーワード：外国人，中世都市，宿屋，イタリア，foreigner, city, hotel, Italy

はじめに

古今東西を通じて人口の流動性の高さは都市の特徴の一つと言える。中世の西ヨーロッパにおいても都市の産業・経済的繁栄は人々を引きつけたし、また交通の要衝にある都市は商取引や会合の場として、またときには娯楽の場として多数の人間を滞在させた。都市経済にとっても外部に門戸を開いておくことは不可欠であった。しかし、だからといって都市当局にとってこの流動性は必ずしも歓迎すべきものではなかった。

当時の西ヨーロッパなかんずく北・中部イタリアの都市は、自治体としての極めて強い結合と独自の法的・政治的体制を有しており、一種の都市国家の様相を呈していた。14世紀のローマ法学者バルトルス・デ・サツソフェラートの有名な「自らの上級者を事実上認めない都市は、それ自体が君主である」という定義は、「君主」即ち主権国家と呼びうるほどに高い政治的自立性を誇っていた都市の実態を反映している。都市は優れて政治的な共同体であり、一般的には生来の住民で且つ一定の経済力を持った人間にのみ完全な市民権が認められた。市民権は参政権と直結しながら、都市住民に市民としての自覚と誇りを育んだ。

このような都市にとって、外部から市内へ流入してくる人間は政治的・社会的な混乱の誘因ともなりえた。市民権を持たないまま市内に定着した外来者の多くは、当然ながら都市住民の下層を占めることになる。飢饉の際に食糧不足への不安からパニック寸前の状態がしばしば発生したことが、年代記などに報告されているが、そうした不安は経済的・社会的に恵まれていない下層住民において最も強かったのである。かかる側面から見れば、無統制の外来者の流入は歓迎されざるものであった。¹

しかしその一方で、実際に多くの人間が農村から都市へ、あるいは都市から都市へと移動し、しばしば移動先に定着してその住民となっていくことも確認されている。短期間あるいは長期間、商用などで都市に滞在する人間もいる。こ

うした人の移動は都市当局によってある程度までは把握され得たのであろうか。

諸都市の機関に関して我々の持つ知識や現存する史料から見る限り、その答は否定的なものにならざるを得ない。多くの都市は外来者の存在に積極的な関心を示していないのである。しかしながら、都市当局が必ずしも都市内外の人間の移動に無関心であった訳ではないことを示す史料が、ボローニャに残っている。都市への人の出入りや宿屋の管理、あるいは都市・農村部への移住の管理等を管轄とした Ufficio delle Bollette (Officium Bullectae) と呼ばれる役所の記録である。「許可証管理局」という名称を持つこの役所の存在については、かつてL. Simeoni が論文を発表した。またA. Guenzi は、この史料群の一部である15世紀の移住者登録台帳を使い、人口史的分析を試みている。² しかし、この二つの研究以外には、同役所及び同史料の検討・分析は行われていない。そこで本稿では改めてこの史料を分析し、Ufficio delle Bollette の機能と存在意義を検討すると共に、中世都市の人的移動の管理について考察を加える。

1 中世のボローニャ

ボローニャは古代よりエミーリア・ロマーニャ地方の中心都市である。ローマ時代にはボノニア Bononia と呼ばれていた。中世のボローニャの人口は13世紀末から14世紀初頭の時点で約5万人と推定されている。10万人を超える人口を有していたと推定されるミラノやフィレンツェ、ヴェネツィアに比べれば、都市の規模は小さかった。しかし、この都市はポー川を利用した輸送交通の拠点であり、アペニン山脈を越えてフィレンツェへ向かう交通路もここを通っていた。また、イタリアの南北交通の中継地として重要な位置を占めるのみならず、金融業や毛織物業も盛んであった。更に、ヨーロッパでも最古とされる大学の所在地として、中世を通じてヨーロッパ有数の知的中心地でもあった。³

中世前期のロマーニャ地方は、数世紀にわたってラヴェン

ナ大司教と教皇との対抗関係を主軸とする覇権争いの対象となっていた。ローマの中心都市であるボローニャも、対外的に不安定な位置にあった。11世紀初頭までにはこの都市は伯 comes の支配下に置かれたが、その伯の支配権も必ずしも安定していたとは言えない。例えば、皇帝オットー3世およびハインリヒ2世の時代には、伯管区 comitatus が一時的にラヴェンナ大司教の管轄とされている。⁴

11世紀後半に叙任権闘争が起こると、その混乱の中でラヴェンナ大司教の権力と教皇の影響力との双方が弱まった。この間隙を衝いて台頭したのがボローニャの市民団体であり、彼らは叙任権闘争に乗じて特権を獲得していったと考えられる。12世紀初頭までにはボローニャは自治権を認められ、コムーネ（自治都市）としての自立を達成するのである。この都市がコムーネとなったのがいつなのか、正確には判らない。しかし1116年5月には、皇帝ハインリヒ5世がボローニャの市民団体に宛てた特許状を発し、経済・財政上の特権を認めている。即ち、この時点でボローニャの実権は既に伯から市民団体へ移行しており、事実上コムーネが成立していたと考えられるのである。明確にコムーネの存在が確認されるのは、その7年後である。⁵

コムーネ時代の初期にボローニャの市政を担ったのは都市貴族であり、その中核は、従来、伯の下で行政に関与していた家臣団であった。これに対して、ポーポロと総称される一般の商工業者や民衆は、政治から排除されていた。しかし、12世紀を通じた都市の経済発展・人口増加に並行してポーポロの経済力・社会的勢力（人口増加は特にポーポロにあって著しかったと考えられる）は増大し、それに伴って都市貴族との権利の平等化や市政参加に関する彼らの要求も高まっていった。これを主導したのは都市経済の根幹を握る商工業者層であった。彼らは同業者組合（アルテ）を基盤として結集・連帯し、ポーポロ勢力を組織化した。そして、遂には1228年の蜂起によって参政権を獲得するのである。⁶

一方、対外的には、ボローニャは他の北イタリア諸都市と共に、ホーエンシュタウファー朝のイタリア政策に対応しなければならなかった。積極的なイタリア政策を進めた皇帝フリードリヒ1世に対しては、ボローニャは最初これに従った。しかし、コムーネの既得権を否定する皇帝とロンバルディア諸都市との対立が激化すると、1167年にロンバルディア同盟に加わり、反皇帝側に立った。フリードリヒの子ハインリヒ6世の没後、ヴェルフェン家の皇帝オットー4世が教皇と対立した際には、今度は皇帝側に味方した。ところが、ハインリヒ6世の子フリードリヒ2世がドイツ王位に即き、更に1220年に帝冠を得ると状況は一転した。フリードリヒもまた、彼の祖父がしたように北イタリア諸都市の自治を制御しようとしたのである。諸都市はロンバルディア同盟を再結成し、ボローニャもこれに参加した。皇帝の積極的な権力強化政策が教会国家を脅かしたため、教皇庁もフリードリヒと対立し、闘争は次第に皇帝派對教皇派の様相を呈した。その結果、ボローニャは教皇側に属するという事になったのである。⁷

内政に目を戻そう。1228年以降、確かにポーポロの政治関与は可能になったが、市政の主導権は依然として都市貴族の手にあった。ポーポロ勢力は独自の政治・軍事組織を整備して勢力基盤を強化していったが、同世紀半ばにランベルタッツィ家とジェレメイ家という都市貴族間の派閥抗争が激化するなかで後者と結託した。抗争の末、1274年にポーポロとジェレメイ派の連合勢力は、ランベルタッツィ派の追放に成功した。更にその後の制度改革を通して、ボローニャはポーポロの主導下に置かれてゆく。⁸

しかしながら内政は安定しなかった。むしろ政治に直接関与しうる人口が過剰となったために、ポーポロ内部に権力闘争が生じる結果となったのである。かかる危機を打開するべく、他の都市でも見られたようにシニョリーアへの移行が見られた。⁹ こうした都市の内情が、1327年から1334年の教皇特使ベルトラン・デュ・プージェ枢機卿の支配を招いたのであった。既に1278年、ボローニャは教皇側の強い意志によって教会国家に編入されている。しかし、1309年に教皇庁がローマからアヴィニョンに移され、教会国家に対する教皇の統制力は弱まっていた。情勢を憂慮した教皇ヨハネス22世は、教会国家再建のためにベルトラン・デュ・プージェを派遣し、軍事力をもって領土の再征服を図ったのである。ベルトランにとって、ボローニャは教会国家再編のための軍事的・政治的要所であり、ローマ全体の支配にとっても重要であった。そして、是非ともこの都市を直接支配下に置いておく必要があった。勢力拡大を図るミラノのヴィスコンティ家がこの都市を狙っており、内政の不安定なボローニャが、ヴィスコンティ権力に依存することによって安定を図る可能性もあったからである。¹⁰

しかし、ベルトランの支配はボローニャの反乱で幕を下ろした。皇帝を抑えるためにベーメン王と連携した彼の政策が、北イタリア諸都市の強い反発を招いたためであった。ベルトランを逐ったボローニャでは、4年間のポーポロ支配の後に、タッデオ・ペーポリが市政の実権を握った。¹¹ この10年間に及ぶペーポリの支配下では、ボローニャは二度にわたる聖務停止を受けるなど、教皇庁とは対立する傾向を見せる。そして1350年にミラノの支配者ジョヴァンニ・ヴィスコンティをシニョーレとするに至って、この都市はいよいよ教皇庁の制御を離れた。1355年にジョヴァンニが急逝すると、彼の補佐を務めていたジョヴァンニ・ダ・オレッジョがシニョーレに選ばれる。しかし、枢機卿アルボルノスの率いる教皇軍とヴィスコンティ軍との戦闘の中で、1360年、ダ・オレッジョは教皇庁にボローニャを譲り渡した。ボローニャは漸く教皇の手に戻り、教皇特使の支配下に置かれた。しかし、教会国家の再建に対するボローニャ人の反発は払拭しがたく、1376年、遂に教皇庁に対する反乱が起こった。教皇はボローニャ市民に自治権を認めざるを得なくなり、ここにコムーネ体制が復活したのである。もっとも、実際には「改革十六人委員会」Sedici riformatori dello stato di libertà を通した寡頭政治であった。その下でボローニャはジャンガレアッツォ・ヴィスコンティの脅威に直面し、フィレンツェの領土

拡大の野心の前に立ち、またローマに帰還した教皇庁としばしば対立したのである。1443年からはベンティヴォーリオ家がボローニャの実権を握るが、ボローニャの微妙な対外的立場は変わらない。¹² このように、中世のボローニャはミラノと教会国家、更にフィレンツェという強大な勢力の間で揺れ動きながら、自立を保とうとしていた。特に交通・戦略上の要衝という地政学的位置が、ヴィスコンティや教皇庁の関心を常にこの都市に引きつけた。

ボローニャに Ufficio delle Bollette が設置されたのは、以上のようにボローニャが対外的に不安定な状態にあった14世紀後半であったらしい。当然、このイタリアでも例の少ない出入国・移住管理を職務とする役所の存在は、上述のような地政学的位置と対外的な危機的状況を反映していると考えられよう。では同役所は具体的にはいかなる目的と機能を有していたのであろうか。

2 Ufficio delle Bollette

a 史料

ボローニャ国立文書館 Archivio di Stato di Bologna (ASB) には、Ufficio delle Bollette に関する大量の史料が残っている。“Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri” というシリーズに一括されているこれらの史料は、内容から以下のように分類できる。¹³

①通行者の監視及び公用飛脚の管理その他の諸経費に関する記録

①-1 *Libri delle Bollette, introiti dell'ufficio e spese fatte da questo per i messi del Comune inviati all'esterno della città* (1379年上半期, 1380年上・下半期, 1382年下半期, 1384年下半期, 1388年下半期, 1393年上半期, 1400年下半期)

①-2 *Libri delle presentazioni dei forestieri, in cui venivano registrati i nomi dei forestieri che entravano in città; recano l'indicazione del nome, del luogo di provenienza e del domicilio in città* (1412年下半期, 1413年下半期, 1418年下半期, 1419年上半期, 1420年上半期, 1429年下半期, 1436年7-9月, 1444年5月)

②移住者(都市・農村部)の登録・管理の記録

②-1 *Registro di domande e privilegi di immunità* (1357-59年)

②-2 *Denunce di quelli che vennero a domiciliare in Bologna, contado e distretto* (1408-28年, 1431-41年, 1442-50年, 1451-56年, 1456-60年, 1475-1602年)

②-3 *Presentazioni di forestieri* (年代不明)

③同役所に関する規定の抜粋等

③-1 *Statuti ante 1462* (都市法からの抜粋)

③-2 *Provisio forensium et aliorum qui de cetero venient de alieno districtu ad habitandum in civitate, guardia vel comitatu Bononie* (1338年1月)

③-3 *Carte sciolte* (1425-70年)

③-4 *Atti giudiziari degli ufficiali delle presentazioni* (1508年12月)

①-1 の各冊子は、ボローニャ都市政府の公用飛脚に関する費用の記録、違反者に対する罰金の記録、市内の宿屋の登録記録から構成されている。これについては後で検討することになる。①-2 は同役所が把握した入国者(旅行者・飛脚等)の記録である。¹⁴

一方、②はボローニャの都市ないし農村部に移住してきた者の記録である。②-1 は薄い12葉の冊子で情報量に乏しいが、②-2 は膨大な量に上り、15世紀だけでも都市・農村を合わせて5000家族の記録が含まれる。この②-2 の史料群については Guenzi の数量的分析があり、15世紀のボローニャにおける移民の人口動態が明らかになっている。人口史研究にとっては非常に興味深い史料と言えよう。¹⁵ ②-3 も移住者の記録であるが、表紙を含めて8葉のみという分量であり、作成年も不明である。

③はその他の雑多な史料である。③-1 は1454年のボローニャ都市法の中から Ufficio delle Bollette に関する規定を1462年に抜粋したもの(以下「1462年規定」とする)で、娼婦・娼館に関する6葉に及ぶ規定(後述するように売春行為の監督は同役所の管轄であった)が付帯している。同役所に関する規定としては、1376年の都市法に見られる規定が最も初期のものとされる。しかし同役所が設置された年は確定されていない。Simeoni が史料として提示している1376年都市法の規定と③-1 の抜粋とを比べると、基本的には同一の内容であるが、後者には多くの細目が増えられている。即ち、14世紀後半に設置された後、同役所は変わらず実務上の重要性を有していたのである。¹⁶

③-2 には1339年1月20日の日付があり、ボローニャの都市・農村部への外国人労働者の受入れに関する決定である。“Decem reformatores”(改革十人委員)の名で出されており、Ufficio delle Bollette への言及はない。この史料に述べられている外国人労働者の処遇は、後に Ufficio delle Bollette の管轄となったので、このシリーズに入れられることとなったのであろう。¹⁷

②-3 は1425年の通行者の記録等の雑録で、わずか8葉(うち数葉は白紙)しかない。③-4 は1508年に起こった宿屋経営者と客との訴訟記録である。¹⁸

b 設置の目的と権能

以上の史料のうち、特に1462年規定から Ufficio delle Bollette の設置目的と権能とをある程度まで推測することができる。

同役所の担当官は、設置当初(少なくとも1376年の段階では)1人であったものが15世紀の規定では2人に増やされ、更に2人の公証人がここに加えられている。15世紀中葉までに同役所の機能が拡大し、1人の担当官では統括し切れなくなったことが推察される。担当官は30歳未満と定められているが、その理由は判らない。ただ、後に見るように、警

吏を連れての家宅捜索なども職務のうちであったので、肉体的な問題から年齢に上限が設けられたとも考えられる。¹⁹

同役所の権能の中心となるのは、ボローニャに居留していない外国人 forenses 即ちボローニャ支配領域の外部から来る人間の管理である。1462年規定によれば、ボローニャの都市に入ってきたボローニャ領域外の住民は、「いかなる身分であろうと」cuiuscumque conditionis existant 個別に当該担当官の許に出頭しなければならない。担当官は彼ら一人ひとりを調査し、尋問する。この際に担当官の質問に答えなければ、20ボローニャ・ソルディ（ボローニャの貨幣たるボロニーノ貨で20ソルディ）の罰金、虚偽の返答をした場合には10ボローニャ・リラ（ボロニーノ貨で10リラ。以下、特に指示しなければ、「ソルディ」及び「リラ」はボロニーノ貨での単位）の罰金が科される。こうして得た情報について担当官は直ちに都市当局に報告しなければならない。同時に、入国者の名前・出身地・出発地・市内での逗留先（「容易に本人を見つけることができるように」）が、公証人の手で記録に残される。²⁰ かかる記録の一部が前述の史料①-2であり、これを見ると、出発地・名前・出身地・同行者の有無・徒歩と騎馬の別・逗留先が、例えば「ヴェローナから | ヴェローナのドメニコ・ラッツァリーニ、同行者2名 | 徒歩、牛亭に宿泊」(De Verona - Dominicus Lazariniis de Verona cum duobus sociis - p [pedes], in hospitio Bovis) のごとく記され、それが1日ごとの一覧となっている。²¹

担当官の審査を受けた入国者は、担当官から許可証 *bulletta* を受け取る。入国者は審査の際に宿泊予定の宿屋を申告し、その宿屋での宿泊許可を受けるのである。この許可証を得ていない者は宿屋に宿泊できず、またこのような人物を宿泊させれば、宿屋の経営者が処罰される。1462年規定には次のように記されている。

前述の都市において公的に宿屋を経営する総ての且つ個々の者、あるいはその他のいかなる者に対しても、次のことを布告人が読み上げて告げ、指示しなければならない。即ち、前述の都市に新たにやって来たいいかなる外国人についても、まず、その外国人が前述の担当官達ないしそのうちのいずれかの許に出頭したのでない限り、そしてその外国人から、本人が泊まりたいと〔役所で（筆者、以下同）〕言った宿への宿泊の許可証 *bulletam hospitandi in eo loco ubi dixerit se hospitari velle* を受け取らない限り、彼らはこれを泊めてはならず、泊めることは出来ない。いかなる違反者に対しても、前述のごとき外国人が誰であろうと、その1人について違反1件ごとに10ボローニャ・リラの罰金が科される。²²

当然ながら、かかる統制には、当局による宿屋業種の把握と宿屋経営者の協力とが不可欠である。彼らは自分の名と宿屋の名称（看板の絵柄がそのまま宿屋名になった）、所属教区等を *Ufficio delle Bollette* に登録した。また1462年規定によれば、3ヶ月ごと（1376年法では「毎月」と指定されている）に同役所に出向いて、上記の規制を遵守することを保

証しなければならない、50リラをその保証金とした。この保証金については「前述の宿主達は3か月ごとに前述の担当官に50ボローニャ・リラをしかるべく保証しなければならない *dicti hospites teneantur singulo trimestri ydonee fidiubere de lbr. quinquaginta bononiorum dictis officialibus*」とだけあって、具体的な「保証」方法は明確には判らない。3か月ごとに保証金を支払った訳ではなかろう。経営者となった者が登録料として50リラを支払い、その後は3か月ごとにこれを形式的に「保証」した可能性もある。しかし、宿屋経営者の登録記録（上述のように①-1の *Libri delle Bollette* に含まれており、1379年、80年、82年の記録に限られるものの、延べ254件の登録が記されている）によれば、宿屋の経営者は頻繁に交代しているが、保証金についての記録は皆無である。同役所の他の収支記録にも、50リラの保証金をうかがわせる数字はない。更に、この文に続いて「いかなる住民も前述の担当官に2ボローニャ・ソルディを支払わねばならないが、それ以上の負担はない *quilibet habitator solvere teneatur dictis officialibus solidos duos bononiorum et non ultra*」との文言がある。「住民 *habitor*」の語は1376年法では「宿主 *hospes*」となっていた。「住民」が何を意味するのか（無論、ボローニャの全住民を指すとは考えがたい）はさておいて、この部分を1376年の「宿主」に戻した上で前後の脈絡を考えると、各宿屋が50リラずつの保証金を供出するのではなく、共同で50リラを負担するという意味にも解釈できそうである。上記の宿屋の登録記録によれば、1379年のボローニャ市内には約60軒の宿屋が存在したから、1軒当たり2ソルディとして、60軒で120ソルディ即ち60リラである。各自の負担をやや減額すれば50リラになる。しかし、残念ながらこれ以上の手掛りはない。²³

更に、こうして市内に滞在した外国人は、都市を離れる際にも *Ufficio delle Bollette* の許可を必要とする。「上述の担当官の認可と許可証の提示がなければ」、外国人はボローニャの市門から外へ出ることができなかった。但し、ボローニャ大学の学生が長期にわたってボローニャに住んでいる人間の場合は、この限りではない。²⁴

このように厳重な出入国管理の意図は情報管理にあった。14世紀後半から15世紀前半にかけて、ボローニャが対外的に微妙な状況に置かれていたことは前節で述べた通りである。その上、ボローニャは交通の要衝であったから、諸都市の公用飛脚や使者、あるいは商業通信を運ぶ飛脚等が数多く往来した。ボローニャ自体の公用飛脚・早馬は他ならぬ *Ufficio delle Bollette* の管理下において、こうした飛脚や早馬への報酬を支払うための予算が、毎年1月と7月にコムーネから同役所に与えられていた。飛脚への報酬は一回ごとに支払われており、その記録も残っている。²⁵

各地を駆け巡っている飛脚や他都市の使者から得られる情報と彼らの運ぶ書簡は、ボローニャ当局の重要な関心事であった。入国者が審査の際に携帯している書簡を担当官に見せなければならないという規定は、何よりも飛脚を念頭に置いた

ものと考えられる。担当官は書簡を開封し、ボローニャにとって有益なあるいは有害な情報が含まれていないかどうか、内容を確認するのである。この際に書簡の提出を拒んだ入国者には、その書簡1通について5ボローニャ・リラの罰金が科せられることが定められている。²⁶ その一方では、ボローニャから持ち出される書簡にも同役所の監視の目が向けられていた。以下の規定には、当局が情報管理に極めて神経質であったことがよく窺える。

ボローニャ市内のいかなる市民も住民もあるいはその他の誰であろうと、ボローニャ市外に手紙を持ち出す場合、その手紙がボローニャの支配領域の外に住む者に宛てられているならば、前述の担当官の刻印が捺されているか、担当官の印章で封印されているかしていなければ、これを市外に持ち出すことは不可能であり、許されない。²⁷

これほどまでに都市への出入りや書簡の持ち出しを監視していたのは、敵対勢力にボローニャの内情を知られないようにするためである。1462年規定によれば、Ufficio delle Bolletteの担当官は、市内に潜入した外国の諜報員 *exploratores et spias extraneorum locorum* を発見して捕らえることもその職務とした。また敵対勢力（「ボローニャのコミュニネと聖なるローマ教会の敵」）の使者が、ボローニャ当局の許可を得た上で都市や領域に滞在する場合には、通行する経路が指定され、それ以外の道を通ることは許されなかった。これに違反した場合は、斬首刑に処せられることになっている。また宿泊場所も指定され、そこに独りで逗留しななければならない。勿論、市内から出て行くときも Ufficio delle Bolletteの許可を必要とした。²⁸

この厳格な対処がどこまで徹底され、どれほど功を奏したのかは不明であるが、細部に及ぶ規制には当局の強い懸念を看取することができよう。外部から入ってくる者への警戒感が、ボローニャには根強くあった。既に1288年の都市法（第10巻）に次のような規定が見られる。

第61条 外国人は4日以上宿泊してはならないこと。

以下のことを規定する。宿主は何人をも4日以上泊めてはならず、その客が明らかにフランス語あるいは山向こうの言語〔ドイツ語〕を話す人間でないならば、この宿泊客のことを報告すること。総ての宿主はポデスタ着任から15日以内に、ポデスタ専属の公証人のうちの一人の許に出頭しなければならない。そして、自分の経営する宿屋や自宅にやって来て泊まった人間について、武器を携帯しているか、騎馬か徒歩かを、前述の4日以内にポデスタに報告することを約束しなければならない。その宿泊客が明らかに商人か大使だと判っている場合は、その限りではない。ポデスタは報告された人物の身分とボローニャに来た理由について調査しなければならない。これに違反した宿主は、違反1件について1人あたり100ボローニャ・ソルディの罰金を科される。²⁹

イタリア語を話す人間が特に通報の対象となっているのは、諜報活動を警戒したからである。4日以上の宿泊が禁止された理由は明確ではない。4日間という短期間であれば、都市

の内情を探ることも困難であると考えられたのであろうか。かかる警戒感が、Ufficio delle Bolletteの成立に結果したのである。

同役所の権限は、宿屋経営者と外国人宿泊客との間の低額（10リラまで）の民事訴訟の処理にも及んだ。また、ボローニャにやって来た外国人が、ボローニャの市民や都市あるいはコンタードの居住者の債務者であると訴えられた場合は、同役所がその身柄を拘束できた。³⁰ 更に娼館の管理も Ufficio delle Bolletteの管轄であった。これは、娼館が宿屋と共に外来者の滞在場所であり、情報収集の場ともなるからであろう。娼娼や客引き等の間の民事・刑事訴訟（100ソルディまで）を裁定する権限は、同役所にのみ認められていた。³¹

このように、Ufficio delle Bollette設置の最も主要な目的は、情報統制であったと考えられる。しかし、ひとたびこの役所ができてしまうと、外国人に関わる問題は基本的に総て同役所の管轄とされた。1376年法から1462年規定に至るまで、都市法は移民の処遇に関する同役所の権限を明記していない。³² だが現実には、ボローニャの都市や農村地帯への定住を希望する移民は同役所に出頭し、所定の手続きを経て定住を認められた。前述のように14世紀に関して殆ど記録が残っていないのは、ボローニャが移住者を受け入れなかったからではなく、受入れの所轄が一定していなかったからであろう。ボローニャは都市の産業振興のために、13世紀から積極的に職人・労働者の移住を受け入れていた。また一般的傾向としても、黒死病後の人口危機に見舞われた諸都市が移民の受入れに積極的になったことは、しばしば指摘されるところである。³³

1410年以降に関しては、個々の移民の受入れの記録が大部の台帳として残されており、移民に関する Ufficio delle Bolletteの業務が確立したことを看取できる。1410年から1499年までのうち、1460年から79年の20年間を除く全期間の史料が残っているのである。Guenziによれば、移住の受入れには明らかに都市当局の人為的操作が窺われ、例えば農村部に比べて都市への移住は著しく制限されている。³⁴ そのような移住の許可を与え、移住政策の実務を担ったのがこの Ufficio delle Bolletteであった。そして、史料の残存状況から判断する限り、むしろこの移民管理が同役所の主要な職務となっていたようにも思われる。

3 Ufficio delle Bolletteによる管理の実情

前節で見たように、都市法の規定によればボローニャは極めて厳格な出入国管理を行っていた。その一方で、学生その他の居留外国人、あるいは生来の市民・都市住民であることの証明がどのようになされたかについては、判然としない。市内には学生を含めた居留外国人が少なからずおり、一定の権利を認められていた。ボローニャは決して外来者に厳しいだけでなく、都市社会への外国人の受入れにおいてはむしろ寛容な都市であった。特筆すべきは、「アルメ *arme*」という武装組織に居留外国人が参加していたことであろう。

彼らは独自のアルメ団体を組織化するまでに至っていた。³⁵ 外国人がかかる武装組織に関与できるだけでも、非常に大きな政治的特権と言える。

このような都市において外国人学生や在留外国人と一時的な外来者とを区別することは、容易ではなかったであろう。従って、規制が厳格であるほど、むしろその効果には懐疑的にならざるを得ない。しかしながら、同役所の史料中には、相対的には少数ながら違反者の記録も含まれている。ここから規制の実情と方法を検証してみよう。

次に掲げた表は *Libri delle Bollette* (前節で①-1 と分類した史料) の1379年, 1380年, 1382年, 1384年, 1388年の

台帳に記されている罰金徴収記録 (“*Pecunie recepte ex condepnationibus*”) から作成したものである。一見して明らかのように、検挙件数は決して多くはない。また罰金も多くの場合は少額であり、しかも担当官の裁量に拠るところが大きい。例えば、許可証を所持しない者を泊めた場合、都市法の規定では10リラの罰金であるが、1388年9月12日の事例では「行為の性質を考慮」して2リラに減額となっている。また「規定に反して」夜間に客を受け入れた宿主達の多くも、様々な事情を考慮して20ソルディ (即ち1リラ) の罰金で済んでいる。(表参照)

表 違反者記録 (1379年~1388年)

日付	名前	違反内容と罰金
79.03.17	Nofrius Bilinzonis de Florentia, hospitatore	夜間に Johannes Graciani de Uzzano を宿に受入れ。2リラ。
79.04.13	Johannes Nigro de Janua, hospitium Roxe	夜間に Paulus de Mantua を宿に受入れ。本人の貧窮を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
79.05.16	Johannes Francisci de Tridento	ボローニャのムーネの検印のない書簡をサンタ・フェリーチェ門から外へ持ちだそうとした。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.03.07	Johannes Muzolini, hospitium Corvi	夜間に Franciscus de Forlinio を宿に受入れ。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.03.17	Saracenus Dominici de Imola, hospitium Falconi	夜間に Tedescinius de Feraria を自宅に受入れ。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.03.17	Johannes Nicolai de Collonia, hospitium Corvi	夜間に Albertus de Norinberga を宿に受入れ。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.03.26	Bartolomeus Andree de Florentia	ムーネの検印のない書簡をサント・ステーファノ門から外へ持ちだそうとした。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.04.08	Johannes, hospitium Aygacie	夜間の家宅捜査に対して、戸を開けることを拒否した。20ソルディ。(1リラ)
80.05.28	Felix Amanati, hospitium Lune	夜間に Antonius Lovixii de Padua を宿に受入れ。行為の性質と身分を考慮し、20ソルディ。(1リラ)
80.07.07	Bartolomeus Nannis de Bononia, hospitium Bovis	許可証不所持の Simone Bartolotti de Senis と同行者1名を宿に受入れ。本人の貧窮を考慮し、1金ドゥカート。
80.08.04	Saracenus, hospitium Falconi	夜間の家宅捜査に対して、戸を開けることを拒否。1リラ。
80.08.13	Donna Perina, hospitium Regatie	夜中の3時に宿の戸口を開放しており、誰でも宿泊可能にしていた。1リラ10ソルディ。
80.08.13	Clara de Mantua, hospitium S. Ambroxii	3通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。2リラ。
80.08.23	Philippus de Mediolano, hospitium S. Cristofani	6通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
80.09.03	Saracenus, hospitium Falconi	16通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
80.09.07	Zunta Miglionis Rustigheli et Zonus Johannis Bianchini de Florentia, hospitium Mulateriorum	義務づけられた期間に同宿屋について行った誓約を遵守しなかった。16ソルディ。
80.09.17	Bonazunta de Mutina, hospitium Leonis	夜間の家宅捜査に対して、戸を開けることを拒否した。1リラ。
80.09.17	Petrus, hospitium Cerve	多数の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ10ソルディ。

日付	名前	違反内容と罰金
80.10.09	Guasparrus Jacobi de Florentia	ボローニャのコミュニエの検印のない書簡をガレリア門から外に持ち出そうとした。他に関与した者がいないことを考慮し、10ソルディ。
80.10.15	Bernardus, hospitium S. Antonii	4通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
80.10.15	Saracenus, hospitium Falconi	4通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
80.10.15	Ser Franciscus de Choderoncho, hospitium Donucelle	4通の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
80.11.08	Roxa, hospitium Gili	多数の許可証を所持しながら、これに対応する人間を泊めていなかった。1リラ。
82.07.30	Dominicus de Forlinio, hospitium Selle	夜間に Andreas Benedicti de Senis を許可証のないまま宿に受入れ。許可証は受け取ったが紛失したと、福音書にかけて誓約したので、15ソルディ。
82.09.03	Chatarina de Allamania, hospitium Roxe	禁足令の出ている傭兵2名のために、市外へ出るための許可証を偽造。8リラ及び鞭打たれながらの市中引回し。
84.08.10	Dominus Petrus Michaelis de Lucha Scolari	無許可でプラテッロ門から市外へ出ようとした上、検印のないボローニャ領域外宛ての書簡を持ちだそうとした。5リラ (Philippus de Guidectisが支払い)。
84.08.19	Magister Danius quondam Dini de Lucha Scolari	都市の内情を記した書簡をルッカに送ろうとした。25リラ。
84.09.19	Philippus Johannis Arnoldi de Florentia	ボローニャの都市にとって、多くの様々な良からぬことを企てた。15リラ。
84.10.01	Lucha Bonmartini de Bononia	許可証を持たずに夜間に娼館にいた。2リラ。
88.08.30	Johannes, hospitium de Cappello	Ufficio delle Bollette の担当官に無礼な態度を取った。1リラ。
88.08.30	Bartolomeus de Peruxio, hospitium La Pigna	Ufficio delle Bollette の担当官に無礼な態度を取った。1リラ。
88.09.12	Jacobus Ser Ley, hospitium Angelli	許可証不所持の Bernardus de Possam を1泊させた。行為の性質を考慮し、2リラ。

Libri delle Bollette, introiti dell'ufficio e spese fatte da questo per i messi del Comune inviati all'esterno della città registro I-VI, Archivio di Stato di Bologna, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri により作成。

違反の摘発数と実際に科した罰金額のみを考慮すると、Ufficio delle Bollette の警察機能は極めて不完全であったように思われる。例えば、1382年下半期の摘発数はわずか2件でしかないが、違反者が殆ど存在しなくなるほどに同役所の統制が貫徹していたとはとても考えられない。実際、宿屋に対する夜間の捜査のように、同役所が積極的な管理・統制の姿勢を見せている場合もある。少なくとも、記録として残されているのはあくまでも罰金が科せられた事例のみであるということには、留意する必要がある。多くの軽微な違反がいわゆる目こぼしをされ、記録されるに至らなかったであろうことは、容易に推測できる。

一方、摘発された違反内容に目を向けると、当時のボローニャ当局の関心事や宿屋の状況が垣間見える。最も注目すべきは、宿屋に対して夜間の家宅捜査がしばしば行われていることである。

上述の担当官たる前述のセル・ブラッチョ Ser Blaxius はボローニャ市内の宿屋ハヤブサ亭の宿主サラチェーノ Saracenus から以下の罰金を受け取った。なぜなら、同

月3日夜に前述の担当官が前述のサラチェーノの宿屋へ出向いたところ、彼はこの宿屋の扉を開けようとしなかったからである。同人は前述の担当官により1ボローニャ・リラを科され、これを以て処罰された。(1380年8月4日)³⁶

このような捜査は都市法でも積極的に推奨されており、担当官は「好機であると思われたならその度に、昼夜を問わず」、「ボローニャ市内の総ての且つ個々の宿屋を捜査」しなければならないと明言されている。かかる場合には担当官は武器の携行も許された。そうした捜査が確かに、実際にも行われていたのである。但し、都市法の規定では、捜査を拒んだ宿屋経営者は5リラの罰金を科せられることになっているが、実際の記録ではいずれの事例においても1リラ(ないし20ソルディ)の罰金で済んでいる。³⁷ 当局の第一の目的は罰金の徴収ではなく、違反の摘発による宿屋への牽制だったのであろう。前述のように、当時のボローニャ市内には登録記録に残っているだけでも約60の宿屋があった。これら総てを頻りに捜査するのは大変な労力である。おそらくは事前に摘

発のための情報を収集していたか、宿主が違反の常習であるような宿屋（例えば、ハヤブサ亭の主人サラチェーノの名前は違反記録にしばしば登場する）を抜き打ちで検査していたのであろう。

宿主が許可証を持ちながら、それに該当する宿泊客がいなかったために処罰されている例も何件も見られる。彼らがこれらの許可証を入手した方法・経路は不明であるが、不正な手段によって許可証が比較的容易に入手できてしまう実情が推察される。しかし同時に、宿主達がこのように許可証を不正に手元に保持していたのは、許可証を持たない外国人の宿泊が厳しく追及されたためであり、そのような場合にこうした許可証を流用する意図があったと考えられる。あるいは宿泊客の出立時に、返却すべき許可証を返さなかったのかもしれないが、いずれにせよ違法行為として摘発の対象となった。その限りで Ufficio delle Bollette による管理はしかるべく機能していたと言えよう。もっとも、1382年7月30日に許可証不所持の客を泊めた罪によって摘発された椅子亭の主人ドメニコ Dominicus de Forlinio は、「前述の彼の宿屋に客を泊めるのに許可証を受け取ったこと、その許可証を紛失したことを福音書のページに手を置いて誓約し」て、罰金の大幅な減額に成功している。³⁸ この場合も、当局の目的は罰金の徴収そのものや違反者の厳罰ではなかったと思われる。

では、その許可証とはどのようなものであったのか。都市法には許可証の形状等についての記述はなく、違反記録の多くもそれに言及していない。しかし、1382年9月3日の薔薇亭の女主人カテリーナ Chatarina de Allamania の摘発記録から、多少の情報が得られる。

上述の担当官である前述のセル・ロランド Ser Rolandus は、ポローニャの宿屋経営者で薔薇亭のカテリーナ・ダッラマーニャ Chatarina de Allamania から8ポローニャ・リラを徴収し、受領した。彼女は前述の担当官によって前述の額の罰金を科せられたのである。その理由は以下のごとくである。アンジューとカラブリアの公がその廷臣団と共にイーモラの領域に来たというので、仕事のないままポローニャ市内にいた多くの歩兵即ちマスカルツォーネ達が、ポローニャを去って前述の公に従おうとした際に、アンツィアーニ〔都市の役職の一つで、市政の中核を担う〕諸氏は許可証管理担当官 officiali bullette に次のように命じた。即ち、彼らがポローニャのコンタードの住民に損害を与えることができないようにするために、いかなる方法でも、同日から2日間の間は前述の歩兵即ちマスカルツォーネ達に許可証を与えてはならない、と。この命令にもかかわらず、前述の宿主カテリーナは、上記の折にポローニャから出て行くことのできなかつた2人の歩兵を自らの宿屋に置いた。前述の彼女の宿屋において、彼女はある紙製の許可証 bullecta carte bambucine を元にして狡猾に2つの許可印 bullectinos を偽造し、前述の歩兵達の爪にその許可印を蠟で印した。この偽造の悪事はストラダ・マッジョーレ門 Porta Strate maiioris で待ち構えていた番人達により、前述の歩兵達がこの門を通過して出て行こうと

したときに直ちに発見された。それにもかかわらず〔?〕前述のカテリーナは、前述の罰金刑に加えて、上述の折にポローニャ市内を鞭打たれながら引き回された。罰金8リラ。(1382年9月3日)³⁹

以上の内容から、紙製の（即ち羊皮紙ではない）許可証 bullecta が発行されたこと、それに基づいて何らかの印 bullettino を蠟（封印用の赤い蠟）で手の指の爪に印して、許可の証明としたことが判る。Simeoni によれば、ポローニャへの入国者は市門を通過する際に、左右どちらかの手の親指の爪に赤い蠟で印を付けられた。これは出入国管理局に出頭したときに取ることが許された。⁴⁰ カテリーナが偽造した許可印は、この蠟の印であったと考えられる。市外へ出て行くときには、許可証を役所に返却し、その代わりに再び許可印を指の爪に印してもらったらしい。そして、彼女が手元に持っていた許可証は、他の数人の宿主が摘発を受けたように、何らかの手段で不正に入手したものであったか、あるいは返却しないままであった古い許可証であった。だからこそ、既に見た摘発記録のように、該当する宿泊客がいらないのに許可証だけが宿屋経営者の手元にあることは、違法なのである。さすがに当局は、この許可証・許可印偽造を軽く見過ごす訳にはゆかず、罰金に加えて鞭打ち刑を彼女に与えている。

この偽造事件と並んで興味深いのが、未検閲の書簡の持ち出しへの対処である。1380年3月26日に摘発されたバルトロメオ・ディ・アンドレア Bartolomeus Andree や同年10月9日に摘発されたグワスパッコ・ディ・ジョヴァンニ Guasparrus Jacobi の場合は、それぞれ20ソルディ、10ソルディの罰金で赦されている。特に問題のない内容の書簡だったのであろう。しかし、1384年8月10日に摘発されたドメニコ・スコラーリ Dominicus Petrus Michaelis de Lucha Scolari、同月19日に摘発されたダニオ・スコラーリ Magister Danius quondam Dini de Lucha Scolari の行為は、当局に重大視されたようである。明らかにこの二人は一族であり、ポローニャにとっては好ましからざる人物であった。特にルッカに送ろうとした後者の書簡が都市の内情を記したものであり（大学に関する事であるという以外に具体的な内容は言及されていない）、これに関して25リラという高額な罰金が科せられたことは、ポローニャ当局がかかる情報の管理を重視していたことを示唆している。⁴¹

以上のように、14世紀末のポローニャの都市当局と Ufficio delle Bollette とは、都市の内情に関する情報の外部漏洩と都市内部での諜報活動との防止に細心の注意を払い、その限りで都市への出入りと外国人の行動を管理していた。同役所の特徴的な機能の1つである宿屋業の管理も、この目的のためであった。ポローニャでは宿屋業は同業組合の結成を許されていなかったため、これを同役所の直接監督下に置くことは却って容易であったろうと思われる。⁴²

おわりに

ポローニャにおける Ufficio delle Bollette の設立には、この都市が置かれていた政治的・外交的・地理的環境が大き

く関わっていた。第1節で見たように、特に14世紀後半から15世紀前半の時期、政治的・軍事的には決して強大とは言いがたいボローニャは、教会国家の再建を図る教皇庁と勢力拡大に邁進するミラノとの間にあって、微妙なバランスを保持していかなければならなかった。しかも、13世紀末以来、しばしば激化する政権内部の権力闘争を克服するために、ボローニャはシニョリーアに頼ることとなり、これをミラノに依存するか教皇庁に依存するかで、この都市の外交的方向が決定された。

かかる状況の中で、この都市が一つの自衛手段として対外的な情報の管理を専門に扱う役所を設けたのは、当然とも言えよう。それだけに、ボローニャの事例は特殊であり、他のイタリア都市に適用あるいは比較することが難しいという一面は認めざるを得ない。

しかし、同様の役所の存在は北イタリアの他のいくつかの都市、即ちパドヴァ、マントヴァ、ヴェローナ、パヴィーア、ミラノについても指摘されている。⁴³ この地域には小規模な領主勢力ないしシニョーレが多く（ミラノ自体は強大であるが、その領域には小規模な領主勢力が点在していた）、政治的には相対的に不安定であった。⁴⁴ 従ってボローニャ同様に、外国人やその宿泊場所の統制、そして情報の管理に神経質にならざるを得ない状況が、これらの都市にも存在していたと考えられる。ボローニャを含めたこれらのケースは、中世の人的移動が非常に活発であったことを示している。そして、都市当局がこうした人的移動に対して積極的に管理・統制を図り得たことも、また看取できるのである。

参考文献

（主要文献のみをここに列挙し、それ以外の文献については注の中で言及してある）

史料

Denunce di quelli che vennero a domiciliare in Bologna, contado e distretto, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri.

Libri delle Bollette, introiti dell'ufficio e spese fatte da questo per i messi del Comune inviati all'esterno della città, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri.

Libri delle presentazioni dei forestieri, in cui venivano registrati i nomi dei forestieri che entravano in città; recano l'indicazione del nome, del luogo di provenienza e del domicilio in città, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri.

Provisio forensium et aliorum qui de cetero venient de alieno districtu ad habitandum in civitate, guardia vel comitatu Bononie, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri, Scritture diverse, busta 1.

Registro di domande e privilegi di immunità, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri,

Statuti ante 1462, ASB, Comune. Ufficio delle Bollette e Presentazioni dei Forestieri, Scritture diverse, busta 1.

G. Fasoli e P. Sella (a cura di), *Statuti di Bologna dell'anno 1288*, 2 vv., Città del Vaticano, 1937 e 1939.

研究

F. Bocchi, *Trasferimenti di lavoratori e studenti a Bologna nel basso Medioevo*, AA.VV., *Forestieri e stranieri nelle città basso-medievali*, Firenze, 1988, pp. 249-261.

G. Fasoli, *Le compagnie delle arti a Bologna fino al principio del secolo XV*, *L'archiginnasio* XXX (1935), pp. 237-280. e XXXI (1936), pp. 56-80.

A. Guenzi, *L'immigration urbaine au XVe siècle: Bologne*, *Annales de démographie historique*, 1982, pp. 33-42.

J. Heers, *Espaces publics, espaces privés dans la ville. Le liber terminorum de Bologne (1294)*, Paris, 1984.

A. Hessel, *Storia della città di Bologna dal 1116 al 1280* (traduzione italiana a cura di G. Fasoli), Bologna, 1975.

M. Maragi, *Moneta e credito a Bologna nell'antichità e nel medioevo*, Bologna, 1981

A. Ivan Pini, *Un aspetto dei rapporti tra città e territorio nel Medioevo: la politica demografica "ad elastico" di Bologna fra il XII e il XIV secolo*, AA. VV., *Studi in memoria di Federigo Melis* 1, Napoli, 1978, pp. 364-408.

idem, *Città, comuni e corporazioni nel medioevo italiano*, Bologna, 1986.

idem, *Città medievali e demografia storica, Bologna, Romagna, Italia (secc. XIII-XV)*, Bologna, 1996.

N. Terpstra, *Lay Confraternities and Civic Religion in Renaissance Bologna*, Cambridge, 1995.

G. Pinto, *La politica demografica delle città*, R. Comba, G. Piccinni, G. Pinto (a cura di), *Strutture familiari epidemie migrazioni nell'Italia medievale*, Napoli, 1984, pp. 19-43.

L. Simeoni, *L'Ufficio dei Forestieri a Bologna dal sec. XIV al XVI*, *Atti e memorie della R. Deputazione di Storia Patria per le Province di Romagna*, s. IV, vol. XXV, Bologna, 1935, pp. 71-95.

樺山紘一『パリとアヴィニョン 西洋中世の知と政治』, 人文書院, 1990.

齊藤寛海「中世ボローニャにおける同職者組織とその政治的機能」, 『社会経済史学』53-3, 1987, pp. 11-36.

注

- 1 飢饉の際に、食糧を求めて農村部から逃げてきた農民や都市下層民が、都市政府によって逐われることもあった。cf. G. Villani, *Nuova Cronica*, Vol. 2, X-186, pp. 376-377. G. Pinto, *Il libro del biadaio. Carestie e annona a Firenze dalla metà del '200 al 1348*, Firenze, 1978, pp. 29-70, 101, 157-542.
- 2 Simeoni (1935). Guenzi (1982).
- 3 G. Albanini, La mortalità in un grande centro urbano nel '400: Il caso di Milano, R. Comba, G. Piccinni, G. Pinto (a cura di), *Strutture familiari epidemie migrazioni nell'Italia medievale*, Napoli, 1984 (pp. 118-134), p. 117. Pini (1978), p. 395. Maragi (1981), pp. 108ss. 13世紀末のミラノの人口は15万から20万人, 1340年頃のフィレンツェの人口は9万から12万人, また1338年のヴェネツィアは11万から12万人の人口を擁していたと推定されている。
- 4 Hessel (1975), pp. 7-19.
- 5 *ibid.*, pp. 19-30. Heers (1984), p. 58. Pini (1986), pp. 65-73. 齊藤 (1987), p. 12.
- 6 *ibid.*, p. 12-13. Hessel (1975), pp. 101-108. Heers (1984), pp. 58-60, 61-64. 齊藤氏によれば, 特にボローニャ史の文脈では, 参政権を有する民衆組織の構成員を狭義の「ポーポロ」とすることがある。しかし, ここでは都市貴族以外の都市社会層の総称として「ポーポロ」の語を用いている。
- 7 Hessel (1975), pp. 47-77, 91-100. R. Ferrara, 《Licentia exercendi》 ed esame di notariato a Bologna nel secolo XIII, AA. VV., *Notariato medievale bolognese*, tomo II, Roma, 1977, pp. 64-66. cf. Pini (1986), pp. 73-95.
- 8 齊藤 (1987), pp. 13-28. Hessel (1975), pp. 176-188, 243-275. Heers (1984), pp. 65-70. Pini (1986), pp. 96-108. 1274年に追放されたランベルタッツィ派は12000人にも上る。Terpstra (1995), p. 4.
- 9 Pini (1986), pp. 108-113. 齊藤 (1987), pp. 11-12. シニョリーア signoria とは, 共和制を基本とするコムーネにあって派閥抗争等の社会的危機を克服するために, 一定期間, 1人の人間(シニョーレ)に権力を委譲する体制である。
- 10 樺山 (1990), pp. 250-253.
- 11 ペーポリ家は両替商で, 14世紀初頭にボローニャを実質的に支配したが, 対立するゴツァディーニ家によって1321年にその地位を逐われていた。G. Fasoli (1936), pp. 56-60. Terpstra (1995), p. 6.
- 12 Pini (1978), pp. 401-407. G. Fasoli (1936), pp. 61-62. Terpstra (1995), pp. 10-37. 樺山 (1990), pp. 265-272.
- 13 cf. Simeoni (1935), p. 71.
- 14 cf. *ibid.*, pp. 90-95.
- 15 Guenzi (1982).
- 16 Simeoni (1935), pp. 85-89. 彼は1376年法と1454年法との表現の異同も明示している。これを参照すると, 特に重要な相違ではないものの, 1462年規定には1454年法とも異なる部分が無数に見受けられる。
- 17 *Provisio forensium*, 1r, 2r.
- 18 Simeoni (1935), pp. 74-75. 尚, Cappelli によれば, 11世紀から15世紀末までボローニャでは12月25日に改年する「生誕暦」を用いていたという。A. Cappelli, *Cronologia cronografia e calendario perpetuo*, 5^a ed., Milano, 1982, p. 12. しかし, 少なくともこの役所の実務においては, 現行暦と同じく1月1日に改年する暦が用いられていた。飛脚への報酬の支払いや経費の記録を見ると, 明らかに1月1日から6月30日までが1年の前半, 7月1日から12月31日までが1年の後半と設定されているからである。例えば1382年や1384年の下半期 pro secundis sex mensibus の報酬支払い記録は, 12月31日までの支払いで終わっており, 1393年上半期 pro primis sex mensibus の経費の記録は1月1日から始まっている。*Libri delle Bollette, registro IV*, 28r, *ibid.*, registro V, 38v-39r, *ibid.*, registro VII, 80r.
- 19 *Statuti ante 1462*, 1r. Simeoni (1935), p. 85. *Libri delle Bollette* の違反摘発記録を見る限りでは, 1388年までは同役所の担当官は1人であったと思われる。担当官 officialis が常に単数で表記されているからである。
- 20 *Statuti ante 1462*, 1r: nomina eorum ac cognomina ac loca et civitates distincte scribi facere et clare per eorum notarios ac et notare locum ubi hospitabuntur in civitate Bononie ut facilius inveniri possint.
- 21 *Libri delle presentazioni dei forestieri*, registro I (1412), 1v. cf. Simeoni (1935), p. 95. 従って forenses には, ボローニャ以外のイタリアの都市の住民も含まれる。本稿での「外国人」とはすべてこの意味である。
- 22 *Statuti ante 1462*, 1v-2r. この文言を文字通りに受け取れば, 入国者は予め市内の宿屋を知っているか, あるいは役所で助言を受けねばならない。確かに, 担当官は同役所に登録している宿屋に関して知識を持っているはずではあるが, 出頭者にそれを懇切に教えてやったであろうか。むしろ, この宿の指定は形骸化していたと考える方が妥当であろう。
- 23 *Statuti ante 1462*, 2r. Simeoni (1935), pp. 75, 86-87. Simeoni は50リラの保証金について言及しているが, この部分に関しては検討していない。なお, 中世都市における宿屋業の問題については, 以下が参考になる。M. Tuliani, *Osti, avventori e malandrini. Alberghi, locande e taverne a Siena e nel suo contado tra Trecento e Quattrocento*, Siena, 1994. A. Fanfani, Note sull'industria alberghiera italiana nel medio evo, *Archivio Storico Italiano*, serie 7, 22 (1934), pp. 259-272. H. C. パイヤー (岩井隆夫訳) 『異人歓待の歴史。中

- 世ヨーロッパにおける客人厚遇, 居酒屋そして宿屋』, ハーベスト社, 1997. (原書 *Von der Gastfreundschaft zum Gasthaus. Studien zur Gastlichkeit im Mittelalter*, Hannover, 1987)
- 24 *Statuti ante 1462*, 3v.
- 25 *Statuti ante 1462*, 3v. *Libri delle Bollette*, registro I ecc. 予算と実際の支出の収支はほぼ一致している。例えば, 1379年上半期の場合には808リラ10ソルディの予算に対して, 飛脚・早馬への支払い総額は749リラ17ソルディであり, 結果として予算にはやや余裕があった。逆に1384年下半期の場合, 730リラの予算に対して786リラ9ソルディの支出超過となっている。当時の商業通信の在り方については以下を参照。斉藤寛海「中世後期の商業通信——イタリアを中心とする考察——」『イタリア学会誌』34 (1985), pp. 27-49. L. Frangioni, *Organizzazione e costi del servizio postale alla fine del Trecento*, Prato, 1983. 徳橋 曜「中世地中海商業と商業通信——14世紀前半のヴェネツィアの場合——」『イタリア学会誌』36 (1986), pp. 196-212.
- 26 *Statuti ante 1462*, 1v. 大使や学生, 巡礼などについては書簡の検閲が留保されたと Simeoni は述べているが, 彼が史料として掲げた1376年法及び1454年法にも, ここで検討している1462年規定にもそのような内容は見出されず, 彼の主張の根拠は不明である。規定から判断する限りは, 何人に対しても例外なく書簡の提示が要求されている。但し, これを拒否した場合の処罰(罰金額)は, 「その人間の身分と書簡の性質によって考慮される *considerata condicione persone et qualitate litere*」ものであった。
- 27 *Statuti ante 1462*, 1v.
- 28 *Statuti ante 1462*, 3v. 「聖なるローマ教会 *Sancte Romane Ecclesie*」の語は1376年法には見られない。ローマ教会に対するポローニャの立場の変化が, ここに反映されている。
- 29 *Statuti di Bologna dell'anno 1288*, II, p. 167. ポデスタは司法権を有する都市の行政官である。
- 30 *Statuti ante 1462*, 3r, 4r.
- 31 *ibid.*, 4r. 100リラを越える係争は, ポデスタの管轄となる。
- 32 但し, 外国人に対する Ufficio delle Bollette の司法・警察権に関する規定において, ポローニャの都市や農村に定住するために来た外国人と学生には免税特権 *immunitas* が認められることが述べられている。*Statuti ante 1462*, 3r: *salvis semper immunitatibus concessis forensibus venientibus ad habitandum in civitate et comitatu Bononie.....et salvis immunitatibus et privilegiis concessis scholaribus venientibus ad studium in civitate Bononie.*
- 33 *Registro di domande*. Bocchi (1988), pp. 253-259. Pinto (1984), pp. 25-30. cf. R. Comba, *Emigrare nel Medioevo. Aspetti economico-sociali della mobilità geografica nei secoli XI - XVI*, R. Comba, G. Piccinni, G. Pinto (a cura di), *Strutture familiari epidemie migrazioni nell'Italia medievale*, Napoli, 1984 (pp. 45-74), pp. 55-58. Pini (1996), pp. 149-178.
- 34 *Denunce*. Guenzi (1982), pp. 35-37.
- 35 Pini (1978), pp. 374-375. Pini (1996), pp. 112-120. 斉藤 (1987), p. 21.
- 36 *Libri delle Bollette*, registro III, 12r.
- 37 *Statuti ante 1462*, 2v.
- 38 *Libri delle Bollette*, registro IV, 12r.
- 39 *Libri delle Bollette*, registro IV, 12r. Simeoni によれば, マスカルトォーネとは, 騎馬に従う歩兵である。彼らはポローニャに雇われていた傭兵であったので, 仕事がなければ収入に事欠いたのである。Simeoni (1935), p. 81.
- 40 *ibid.*, pp. 81-82.
- 41 *Libri delle Bollette*, registro II, 12r, *ibid.*, reg. III, 12v, *ibid.*, reg. V, 12r. かかる違反の摘発には市門の警備が不可欠である。市門警備の役人は Ufficio delle Bollette の監督下に置かれ, その指示で行動することが都市法で義務付けられていた。*Statuti ante 1462*, 3r.
- 42 このポローニャにおける宿屋業の組合結成禁止の理由について, 説得力のある説明はいまだなされていない。cf. 斉藤 (1987), p. 22. Fasoli (1935), pp. 256-261.
- 43 Simeoni (1935), pp. 71-73. F. Sacchetti, *Il Trecento-novelle*, Firenze, 1984, CXVII, p. 236.
- 44 G. M. Varanini, *L'organizzazione del distretto cittadino nell'Italia padana nei secoli XIII-XIV* (Marca Trevigiana, Lombardia, Emilia), G. Chittolini - D. Willoweit, *L'organizzazione del territorio in Italia e Germania: secoli XIII - XIV*, Bologna, 1994, pp. 133-233. G. Chittolini, *Città, comunità e feudi negli stati dell'Italia centro-settentrionale (secoli XIV-XVI)*, Milano, 1996.